平成２９年（フ）第３７号
静岡県浜松市北区三ヶ日町摩訶耶418番地の１　摩訶耶団地みず棟104号
債務者　嶋田ヱミ子
１　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
岡山市北区十日市東町１番29号アルフィーネ十日市Ｄ棟301、旧住所岡山市中区平井１丁目16番30号レオパレス21元上105号
債務者　山根　秀起
１　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０号
岡山市東区乙子763番地
債務者　奥山みを子
１　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１号
岡山市南区芳泉２丁目７番18号レクサス芳泉Ｉ棟110号、旧住所岡山市南区福成２丁目21番15号パステルハイツ福成202号
債務者　森本　信章
１　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６号
長崎県佐世保市原分町385番地１　中尾アパート201号室、前住所長崎県佐世保市江迎町田ノ元1182番地
債務者　國竹百合子（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
横浜市青葉区千草台28番地22　グリーンサプライ205
債務者　橋本　真二
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６３号
静岡県焼津市駅北３丁目20番２号　コンフォート西町205号
債務者　樫本　麻美
１　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月10日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６４号
静岡県焼津市駅北３丁目20番２号　コンフォート西町205号
債務者　樫本　愛美
１　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月10日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４号
静岡市清水区天神１丁目８番28号　日光マンション203、旧住所静岡市清水区石川本町18番40号　スマイルパレス石川Ｂ203
債務者　青木　一史
１　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２号
横浜市金沢区富岡東３－14－51－13　永瀬方、住民票上の住所横浜市金沢区富岡東５丁目18番１号　長谷川メディカルプラザ富岡109
債務者　久保村美彌子
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１４号
横浜市港南区芹が谷５丁目41番５号　㈱副智総業内２号
債務者　石井　義一
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１７号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目７番20号
債務者　大木　三幸
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２０号
神奈川県藤沢市長後2450番地　市営長後住宅２－205
債務者　田中かおり
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１１号
横浜市港北区綱島西４丁目８番23号　アーバンハイム201号室
債務者　前田　秀樹
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部